

大雨災害等に関する相談窓口

(令和6年9月18日現在)

8月27日の大雨災害等により被害を受けた皆さんへ、あらためてお見舞いを申し上げます。市はこれまでも、被害を受けた皆さんへの支援のため、さまざまな取り組みを進めてきました。このたび生活再建に役立つ施策や事業をまとめましたので、ぜひ活用ください。なお、詳しい内容などについては、担当課へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
(広報ID:1049191)

減免などの対象や必要書類
については、申請前に担当
課へ問い合わせください

発行：盛岡市災害対策本部

☎020-8530 盛岡市内丸12-2

☎651-4111 ファクス：622-6211

メール：kikanri@city.morioka.iwate.jp

罹災証明書の発行

大雨などにより建物に被害を受けた場合、被害を受けた建物と被害程度を証明する「罹災証明書」を発行します。この証明書は、税、保険料の減免や猶予をはじめさまざまな被災者支援策が受けられるかどうかの判断材料となります。

【申請方法】市役所別館6階の資産税課に

備え付けの申請書に必要事項を記入し、資産税課へ提出。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。マイナンバーカードを利用してぴったりサービスからも申請ができます。費用は無料です。申請期限は災害が発生した日の翌日から1カ月以内ですが、被害状況がわかる写真がある場合

はこの限りではありません

※現地調査を実施するため、証明書の発行には数日かかります

【問い合わせ】資産税課 ▶建物の被害調査に関すること：☎613-8403、▶申請に関すること：☎626-7530

【広報ID】1049209

市・県民税、国保税などの減免と納付相談

大雨などにより自身などが所有する住宅・家財が一定以上の被害を受けた場合、納期限が来していない市・県民税の減免、国民健康保険税の減免などを受けることができます。また、所有する固定資産の被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。いずれも、納期限までに申請した税額が減免の対象。減免の要件はそれぞれ異なるので、事前に問い合わせください。

市・県民税の減免

住宅・家財の損害が3割以上（罹災証明書では中規模半壊以上）の場合が対象。

【申請方法】被害状況により必要書類が異なるため、あらかじめ市民税課へ問い合わせの上、記入した申請書と罹災証明書（写しも可）、その他必要書類を市民税課へ提出

【問い合わせ】市民税課☎613-8497・8498

【広報ID】1049359

固定資産税と都市計画税の減免

建物被害は半壊以上、土地は2割以上の流失・崩壊などが対象。水害では、床上10センチ以上の浸水が目安です。

【申請方法】市役所別館6階の資産税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、資産税課へ提出。申請書は市ホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】資産税課 ▶建物の被害調査に関すること：☎613-8403、▶土地に関すること：☎613-8409

国民健康保険税と医療費の減免

【申請方法】市役所別館1階の健康保険課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「罹災証明書（写しも可）」を持参の

上、健康保険課へ提出。申請書は市ホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】健康保険課☎626-7527

【広報ID】1049218

市税の納付相談

納期限までに市税を納付できないときは、相談ください。電話による相談も受け付けます。

【相談日時】月～金曜（祝日を除く）、8時半～17時半

※夜間納付相談を毎月第2木曜17時半～20時に納税課で、毎週木曜17時15分～19時に税務住民課で実施。休日納付相談を毎月第4日曜9時～16時に納税課で実施します（国保税を含む）

【相談窓口】市役所別館2階の納税課☎613-8462・8463、同別館1階の健康保険課☎613-8438、玉山総合事務所1階の税務住民課☎683-3865

【広報ID】1049377

ごみの収集と衛生対策

ごみの出し方

災害ごみは「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」により分別し、通常どおりの決められたごみ集積場所へ出してください。ごみの量が多いときや出し方がわからないときは、各担当へ相談ください。

【問い合わせ】▶大雨に伴う多量の廃棄物の相談について：廃棄物対策課☎626-3755、▶ごみの出し方について：資源循環推進課☎626-3733・（玉山地域）税務住民課☎683-3805

【広報ID】1049196

ごみ処分手数料の減免

災害ごみの処分手数料は、各施設（盛岡地域、都南地域、玉山地域）で無料としています。※都南地域は現地確認をしますので、事前に問い合わせください

【問い合わせ】廃棄物対策課☎626-3755、（玉山地域）税務住民課☎683-3805

家屋などの衛生対策

大雨で浸水した家屋は感染症の予防が必要です。市保健所は、浸水した世帯を対象に家具などの消毒のため、逆性石けん液（オスバン液）を配布していますので、相談ください。

【問い合わせ】指導予防課☎603-8244

【広報ID】1049198

砂利の支給

8月27日の大雨で公道から自宅に至る砂利敷きの私道が寸断された場合に、所有者と現地を確認し、復旧が必要と判断した部分について砂利を支給します。砂利の敷きならし作業は私道の所有者が実施するものとなります。また、支給には日数がかかることをご了承ください。

【問い合わせ】河川課☎613-8431・道路管理課☎613-8542・（玉山地域）玉山総合事務所建設課☎683-3839

土砂の搬出

8月27日の大雨で宅地内に流入した土砂について、自力での処分（宅地外への搬出）が困難な人は、都市計画課に相談ください。所有者と現地を確認し、被害の拡大、二次災害の発生の恐れがある場合や、公衆衛生などの観点から公益上必要と判断される場合は、市が土砂の搬出を行います。作業の開始までに日数がかかることをご了承ください。

【問い合わせ】都市計画課☎639-9051

農地などの復旧

市は、国の補助を導入できる箇所については国庫補助事業により復旧工事を施工し、国の補助を導入できない箇所については市単独補助事業により進めています。今後は9月中旬からの詳細調査や11月予定の査定結果に基づき、工事着手を予定しています。

農地などの復旧で国の補助制度の対象になるのは、1カ所（150㎡以内で連続している被災地をまとめて1カ所と数える）につき復旧事業費が40万円以上。国の補助事業

の対象にならない箇所については原則として、自己負担による工事または市が費用の一部を補助する工事になります。国の補助事業が市単独補助事業のどちらに該当するか、補助率など詳しい内容は、一部被害の大きい地域において地域説明会で説明するほか、個別の問い合わせにも対応しますので、各担当へ問い合わせください。

【問い合わせ】農政課☎613-8459・（玉山地域）産業振興課☎683-3853

その他の問い合わせ先など

件名	内容	問い合わせ先
小規模災害被害者見舞金	家屋の全壊や半壊、床上浸水の程度に応じて1万5000円～5万円を支給	地域福祉課☎626-7509
災害ボランティア	居住している家屋の泥出し、家具の移動などの支援	市社会福祉協議会☎656-9270
生活保護制度	経済的理由で生活に困っている人。相談には資産や収入が分かるものを持参	生活福祉第一課・第二課☎626-7510
災害関連資金	自然災害などにより経営維持が困難な農林漁業者へ、農林漁業セーフティネット資金による融資	農政課☎613-8458
林道や森林の復旧	被災した林道や森林などの復旧に関すること	林政課☎626-7541
市水道への切り替え、水洗化の相談窓口	井戸から市水道への切り替えやトイレの水洗化に関する相談	給排水課☎623-1411
下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予	災害により納付が困難となった場合の徴収猶予の相談・手続き	下水道整備課☎623-1421
飲用水検査手数料の免除	飲用水検査（簡易検査）の手数を免除	生活衛生課☎603-8310
定期健康相談	健康相談や、血圧測定、心の相談など。日時や場所は問い合わせください	健康増進課☎603-8306
災害に便乗した悪質商法対策	建て替えやリフォームなどの契約を勧める悪質業者への対応方法を説明	消費生活センター☎624-4111
通学支援・就学援助	通学に関する費用、小・中学校でかかる給食費や学用品費などの一部を援助	学務教職員課☎639-9044
経営相談窓口	災害に伴う事業への影響に関する相談など	ものづくり推進課☎626-7538

今回お知らせした内容は、9月18日現在で実施している主なものです。これから制度が決まるものもあるので、その都度、該当地域や市民の皆さんへお知らせしていきます。また、問い合わせ先が不明な場合や紙面に掲載されていない限りごとは、☎651-4111へおかけください。